

大野町

商工会だより

大野町商工会

No. 2

TEL 0585-32-0667

令和2年5月8日発行

* 令和2年度従業員永年勤続被表彰者について

10年表彰

○島戸 幸成 様 ((株)松久薬品)

○中村 公信 様 ((株)遠藤設備工業)

※例年5月開催の通常総代会において、表彰式を行っておりますが、新型コロナウイルス感染防止のため、通常総代会を书面議決で行う関係上、「商工会だより」にて表彰式をかえさせていただきます。表彰を受けられる皆様には賞状・記念品をお送りいたします。

* 従業員等定期健康診断の募集について

大野町商工会では、「従業員等定期健康診断」を毎年8月において実施しています。下記要領にて募集しますので是非お申込み下さい。

実施日程	令和2年 8月 3日 (月)
実施場所	大野町商工会館
申込方法	詳細は、別紙のとおり
申込期限	令和2年 6月10日 (水) 期限厳守

* 労働保険事務委託事業所の方へ

大野町商工会労働保険事務組合に労働保険（雇用保険・労災保険）の事務委託をされている事業所の方は、3月25日に「労働保険年度更新関係書類」等を送付しました。労働保険の加入期間は、「4月から翌年の3月までの1年間」の毎年度更新です。労働保険料を算出するために必要な手続きですので、お忘れなく!!

* 創業予定者支援について

各地区において、創業を考えておられる方がありましたなら、商工会事務局まで、まずはご一報をお願い致します。創業に関する準備事項（創業の動機、業種の選択、創業者の強み、顧客・受注先・仕入先・雇用・経営ノウハウ・事業計画等）について、チェックして創業に繋がる支援を行います。

* 無料法律相談のお知らせ

○令和2年5月19日（火）OKBふれあい会館

* 全国商工会会員福祉共済制度加入について

全国商工会会員福祉共済制度は、商工会の会員であれば、事業主、家族従業員、役員、従業員さらにその方々のご家族（親・子・配偶者等）も加入でき、被共済者がケガをした際に死亡・後遺障害・手術・入院・通院及び疾病見舞金の各種共済金が支払われます。

事業主や家族従業員、法人事業所役員のケガの補償として最適です。

また、従業員の福利厚生対策として、事業主から被災従業員へ、共済金を「見舞金」としてお支払いすることもできます。

ご加入のメリット

ポイント① 事業主や役員の方も加入できます

・商工会の会員であれば、事業主、家族従業員、役員、従業員、さらにその方々のご家族（親・子・配偶者等）まで加入できます。※労働保険は、事業主、家族従業員及び役員は対象外（特別加入等は除く）ですので、福祉共済でカバーできます。

ポイント② 工作中以外のケガも補償します

・工作中はもちろん交通事故や家庭内でのケガなど、国内外を問わず24時間365日あらゆるケガを補償しますので、従業員の労災保険の上乗せ補償としても最適です。

※労働保険は、勤務中・通勤途上以外のケガは対象外ですので、福祉共済でカバーできます。

ポイント③ 掛け金は損金（経費）計上できます

・従業員全員加入で、月々の掛け金は損金（経費）計上できます。

ポイント④ 共済金（保険金）のお支払いが迅速、手続きも簡単です

・本共済制度は、加入・脱退、共済金の査定、支払いまで、一貫して商工会の全国団体である全国商工会連合会が責任をもって実施しております。また、通院共済金については、お支払いする共済金が10万円以下の場合、基本的に診断書の提出は不要です。

ポイント⑤ 個人賠償保険が加入者及び加入者の同居家族も自動付帯

・障害プランの2,000円・3,000円・4,000円コースに、個人賠償責任保険が付いていて加入者及び加入者の同居家族も自動付帯となり請求の対象です。

掛 金 : 2,000円/月 （被共済者追加加入は1,000円/月プランもあります）
年齢、性別、業種を問わず一律です。

加入年齢 : 傷害プラン 6歳～65歳（継続加入は74歳まで）
シニアプラン 65歳～80歳（継続加入は85歳まで）